

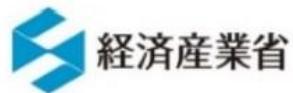
新型コロナウイルス 対応支援策について (フリーランス向け)

第3版：2020年4月15日版

(支援策の拡充等に応じて、随時増補改訂予定)

※個別の状況により対応が異なる場合もありますので、不安な場合は各制度の窓口
電話などでの問い合わせをお勧めいたします。

資料：経済産業省『[新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)』令和2年4月13日10:00時点版



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を助ける



目次

本資料ページ番号

収入の減少がある人のための貸付	
1. 個人向け緊急小口資金等(特例貸付)	…4
仕事がなく生活に困窮している世帯向けの貸付	
2. 総合支援基金(生活支援費:特例貸付)	…6
小学校以下の子供を持つ休業した保護者への給付	
3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援	…9
事業の損失が大きく納税が難しい世帯への支払い猶予	
4. 地方税の猶予制度	…13
電気・ガス料金の支払いが難しい世帯への支払い猶予	
5. 電気・ガス料金の支払い猶予措置	…14
事務所家賃や従業員への支払いがある事業主向け融資	
6. 無利子・無担保融資	…15
これから販売促進や設備投資への支出がある事業主向け補助金	
7. 小規模事業者持続化補助金	…17
売上が前年同月比で50%以上減少している人への給付	
8. 持続化給付金(仮称:詳細未定)	…19
収入が減少し、月間収入が基準額以下になる世帯向けの給付	
9. 生活支援臨時給付金(仮称:詳細未定)	…20
離職・廃業や収入の減少で家賃支払が難しい世帯への家賃支給	
10. 住宅確保給付金(4月20日制度改正予定)	…21

収入の減少がある人のための貸付

資料43ページ

1. 緊急小口資金(特例貸付)

<対象>

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があり、生活維持のため貸付が必要な世帯

<貸付額と条件など>

学校等の休業や個人事業主などの場合 20万円以内

その他の場合 10万円以内

- 申請から交付まで約1週間
- 無利子での貸付（返済期限までに完済しない場合残元金に3%）
- 2年以内（24回以内）に返済

<申込先>

市区町村の社会福祉協議会

ほか、**失業などで生活に困窮している世帯向けの生活支援費（特例貸付）** ⇒6ページも設定されています。

※今回の特例措置では、「**償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる**こととし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」とされています。

1. 緊急小口資金 必要書類

1. 免許証、保険証などの**本人確認書類**

2. **住民票**（世帯全員記載、発行後3か月以内のもの）

3. 申込当日までの記帳がされた**預金通帳**で①②を満たすもの

①新型コロナウイルスの影響で明らかに以前と比べて入金が少ないなど減収したことがわかる

②税金・社会保険料・公共料金などの支払いが確認できる

※通帳で①②が確認できない場合、日常的に入出金に使っている通帳＋給与明細などで証明

※賃金が手渡しの場合など通帳で収入が減ったことを確認できないとき

⇒a.確定申告をしている場合：昨年の確定申告書と今年（1月～3月）の出納帳などで減収を説明

b.確定申告をしておらず、減収を証明する書類が用意できない場合：上限10万円になるが、貸付可能

4. 返済額引き落とし口座の**銀行印**

※現状、返済額の引き落とし口座には印鑑登録していないネットバンキングは設定不可

仕事がなく生活に困窮している世帯向けの貸付(1. 個人向け緊急小口資金と同じ時期の貸付不可※注1)

資料43ページ

2. 総合支援資金(生活支援費:特例貸付)

<対象>

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少や失業により生活が困窮しており、日常生活の維持が困難な世帯 ※その後自立相談支援事業等による継続的な支援を受けること

<貸付額と条件など>

二人以上世帯 月額20万円以内で原則3か月以内

単身世帯 月額15万円以内原則3か月以内

- 申請から交付まで最短20日
- 無利子での貸付(返済期限までに完済しない場合残元金に3%)
- 10年以内(120回以内)に返済

<申込先>

お住まいの地域の市区町村の社会福祉協議会

※注1：本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同じ時期に貸付けることはできません(緊急小口資金を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

※今回の特例措置では、「**償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる**こととし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」とされています。

2. 総合支援基金(生活支援費) 必要書類

1. 免許証、保険証などの**本人確認書類**
2. **住民票**（世帯全員記載、発行後3か月以内のもの）
3. 申込当日までの記帳がされた**預金通帳**で①②を満たすもの

①新型コロナウイルスの影響で減収したことがわかるもの

②税金・社会保険料・公共料金などの支払いが確認できるもの

※通帳で①②が確認できない場合、日常的に入出金に使っている通帳＋給与明細などで証明

※賃金が手渡しの場合など通帳で収入が減ったことを確認できないとき

⇒確定申告をしている場合は昨年の確定申告書と今年（1月～3月）の出納帳などで減収を説明。

確定申告をしていない場合は、各社会福祉協議会に問い合わせください。

4. 失業・離職などの場合、離職票・廃業届・源泉徴収票等の証明書類
5. **実印＋印鑑登録証明書**
6. 返済額引き落とし口座の**銀行印**

※現状、返済額の引き落とし口座には印鑑登録していないネットバンキングは設定不可

1. 2. の貸付の詳細、Q&Aなどは
[全国社会福祉協議会](#)
のページに掲載されています。

窓口での申請になりますので、感染への注意を忘れずに。

不明点がある場合事前にお住まいの地域の社会福祉協議会に
電話での問い合わせをお勧めいたします。

小学校以下の子供を持つ休業した保護者への給付

資料42ページ

3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

<対象>

小学校、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園保育園等の子の保護者（フリーランス）で

- ①学校が休業になったため仕事ができなかった保護者
- ②感染、風邪、濃厚接触などで学校を欠席させて子供の世話をした保護者

<期間>

小学校等が臨時休業した**令和2年2月27日から6月30日**の間で春休みなど学校がもともと休みだった日を除く日

<支給額>

就業できなかった日について、1日当たり4,100円

3. 臨時休業保護者支援 必要書類(1)

1. 支給申請書

(子と同居の場合「[様式第1号](#)」、子と別居の場合「[様式第2号](#)」 ※親権者の署名必要)

2. 子供の小学校等の臨時休業の通知や通知メールのコピー

3. 業務委託契約書・電子メールなど業務の内容や報告が確認できるもの

< 契約書の要件 >

- ・ 個人で契約していること
- ・ 学校などの臨時休業の開始より前に締結した契約
- ・ 業務の内容、業務の場所や業務の日時が指定されていること
- ・ 時間や日単位で計算される報酬、作業量で計算される報酬のもの

⇒ 契約書がない、上記要件が不十分な契約の場合「[様式第3号](#)」で代用（※発注者の押印必要）

書き方が煩雑なため様式第1号～第3号の記入例や詳細は必ず[支給申請手引き](#)をご参照ください。

※各様式のワード、エクセル版は[こちら](#)からダウンロードください。

3. 臨時休業保護者支援 必要書類(2)

4. 1.で「様式第1号」を出す人⇒**住民票原本**

「様式第2号」を出す人⇒続柄がわかる戸籍謄本

5. 振込先口座確認のため**キャッシュカードや通帳の写し**

6. <対象>②で子供が欠席していた場合 ⇒a.~c.の書類のうちいずれか

a.欠席が認められたことがわかる文書

(日付、小学校名がわかること。連絡帳なら表紙に学校名を記載し添付)

b.診断書、薬局の領収書、お薬手帳などで内容がわかるもの

c.任意の様式の申立書 ※「支給申請手引き」に記載例あり

3. 臨時休業保護者支援 提出先

1. 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、
神奈川にお住まいの方

〒100-8228

千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

学校等休業助成金・支援金受付センター

2. 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、
三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、
和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛、高知にお住まいの方

〒176-0012

東京都練馬区豊玉北3-21-7
アリアス桜台ビル2F

学校等休業助成金・支援金受付センター

3. 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、
岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、
熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄にお
住まいの方

〒170-6025

東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャイン60 25階

学校等休業助成金・支援金受付センター

4. 北海道にお住まいの方

〒550-8798

大阪西郵便局私書箱62号

学校等休業助成金・支援金受付センター

締切：令和2年9月30日（消印有効） 特定記録など**配達記録が残るもので郵送**
<問い合わせ先> 0120-60-3999（学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター）

事業の損失が大きく納税が難しい世帯への支払い猶予

資料54ページ

4. 地方税の猶予制度

<対象者>

納税者や家族が新型コロナウイルスにり患した場合や、新型コロナウイルス感染症に関連して以下のようなケースに該当する場合、猶予制度が認められることがあります。

- ①災害により消毒が原因で廃棄するなど、財産に相当な損失が生じた場合
- ②本人や家族が病気にかかった場合
- ③事業を廃止したり休止した場合
- ④利益の減少など事業に著しい損失を受けた場合

<相談・問い合わせ先> お住まいの都道府県・市区町村

電気・ガス料金の支払いが難しい世帯への支払い猶予

資料59ページ

5. 電気・ガス料金の支払い猶予措置

<方法>

契約の電気事業者・ガス事業者に個別に電話で申請

【一例として 東京ガスの場合】

- ・対象は基本的に休業や失業した人
 - ・電話での申請により支払期限を1か月延長
 - ・すでに支払督促されている場合もすぐにはガス供給停止をしない等の措置が取られる
- 電話での申請（郵送申請や証拠書類添付はなし）
電話の際はお客様番号などがわかる明細などがあるとスムーズ

※ホームページ記載の電話番号のほか、支払明細などに電話番号の記載があればその番号に電話してください。

事務所家賃や従業員への支払いがある事業主向け融資

資料11ページ

6. 無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)

<用途>

事業主・フリーランスの運転資金・設備資金の融資

例：事務所の家賃の支払い、従業員の給与などの支払いや設備投資用

※フリーランスや個人事業主の生活費には充当できません

<要件>

前年か前々年と比較して**5%以上**の売上減少

<条件>

- 当初3年間は融資の種類により利息0.21%か0.46%で借入可能
- 利子補給制度があり、借入後当初の3年間に支払った利息分は後から返還されます

※法人事業者の場合、利息返還には要件あり

相談窓口：[日本政策金融公庫](#)

6. 無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)

必要書類

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類【国民生活事業】

個人営業 の方	① <u>借入申込書</u> (表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。)	<u>記入例</u>	
	② <u>新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書</u>	<u>記入例</u>	
	③ 最近2期分の申告決算書の写し (青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。)	—	
	はじめて ご利用 いただく方	④ <u>ご商売の概要(お客さまの自己申告書)</u> (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。)	<u>記入例</u>
		⑤ <u>創業計画書</u> (事業を開始して間もない方)	<u>記入例</u>

④記入例 https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_3_rei_200319.pdf

⑤記入例 (美容業) https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/kaigyourei02_190507d.pdf

これから販売促進や設備投資への支出がある事業主向け補助金(審査あり)
資料28ページ

7. 小規模事業者持続化補助金

(全国商工会連合会か日本商工会議所※お住まいの地域による)

<補助率・上限額>

使った費用の2/3。上限50万円(75万円以上使った場合)

- 生産性を上げるための設備投資や、販売促進・新規顧客開拓のための広告費など幅広い費用が対象
- 内容の審査があり、採択された事業者のみが補助対象

<締切(当日消印有効)>

次回(第2回)締切6月5日。第3回締切10月2日。最終締切2021年2月5日

- 市区町村から売上減少の証明書をもらうと加点される
- 申請書の作成には事業の客観的な分析と、費用の支出が社会状況に合わせた効果的な内容かどうかの説明などが必要

(様式2記載例) https://r1.jizokukahojokin.info/files/7315/8521/0553/kisairei_r1y2-1_20200327.pdf

- 締切後審査、採択。採択されてから支出(2か月程度)。先に費用を支出し、補助金が入金されるのはさらに先(事業の完了報告後)になります。
- 申請書は商工会連合会か商工会議所で見てくださいアドバイスがもらえます

7. 小規模事業者持続化補助金 必要書類

1. 指定の様式1～3、5の記入（紙とCD-R等データで提出）
2. 商工会もしくは商工会議所から発行してもらう様式4
※様式4発行までには面接あり
3. 決算書（法人）か確定申告書（個人）
4. 加点要素として売上高減少証明書（市区町村発行）など
※今後電子申請も可能になる見込み（策定中）

（詳細） <https://r1.jizokukahojokin.info/> 日本商工会議所

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ 日本商工会連合会

売上が前の年の同じ月に比べて50%以上減少している人向けの給付

資料24ページ

8. 持続化給付金(仮称:詳細未定)

<対象>

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者などで、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少している人

<給付額>

法人は200万円以内、**個人事業主等は100万円以内**を支給予定

令和2年度の補正予算成立が前提。詳細な条件や申請方法は決定次第経済産業省のHPなどで公表されます。

決定までは「持続化給付金に関するお知らせ」 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>)
「持続化給付金に関するよくあるお問い合わせ」 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>)
をご参照ください。

収入が減少し、月間収入が基準減額以下になる世帯向けの給付 資料外(総務省HPを参照)

9. 生活支援臨時給付金(仮称:詳細未定)

<対象・給付額>

世帯主の2020年2月から6月の任意の月の収入が、新型コロナウイルス感染症発生前に比べて

①減少し、かつ以下の基準額を満たす低所得世帯

②半減以上し、かつ以下の基準額の2倍以下となる世帯 に**30万円**を給付

扶養親族等の人数	基準額(月収)
なし(単身世帯)	10万円
1人	15万円
2人	20万円
3人	30万円

※扶養人数の4人目以降は、基準額を一人当たり5万円加算して計算。

詳細、Q&Aは総務省の[生活支援臨時給付金\(仮称\)ページ](#)へ

令和2年度の補正予算成立が前提。詳細な条件や証明書類、申請方法は決定次第総務省のHPなどで公表されます。

離職・廃業や収入の減少で家賃支払が難しい世帯への家賃支給(直接貸主に振込)
資料外(「住宅確保給付金＋各自治体名」で検索し、HPをご参照ください)

10. 住宅確保給付金(4月20日以降に制度改正予定)

<対象> **4月20日からの変更点：休業等により収入が減少した方も対象となります**

1. **離職・廃業から2年以内**または**休業等で収入が減少**し、離職等と同程度の状況の人で、資産が一定額以内で、かつ、収入基準額(下記の例参照)が自治体の定める基準より少ない方

※東京23区の例(自治体により額は異なります。3人以上世帯の場合なども各自治体HPでご確認ください。)

世帯人数	収入基準額(月額)	資産(世帯の預貯金の合計額)	支給家賃額(上限)
単身世帯	138,000円	504,000円	53,700円
2人世帯	194,000円	780,000円	64,000円
3人世帯	241,000円	1,000,000円	69,800円

2. 上記の状態になる前に、申請者が世帯の生計を主に維持していたこと

3. ハローワークに求職の申し込みをすること

4月20日からの変更点：インターネットでハローワークの仮登録をしただけでも申請可能になります

<支給額・支給方法>

上記支給家賃額を原則3か月支給。

求職活動等を誠実にやっている場合は最長9か月まで延長可能。

10. 住宅確保給付金 必要書類

1. 住宅確保給付金支給申請書（各窓口で入手ください）
2. 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等本人確認書類
3. 離職者の場合離職を確認できる離職票等の写し
4. 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある人の収入が確認できる書類の写し（給与明細、通帳、年金手帳など）
5. 申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族の金融機関の全ての通帳の写し
6. ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し。
インターネットで仮登録した場合はその仮登録日と仮登録番号がわかるもの
7. 印鑑

必要書類は4月20日以降に変更される可能性があります。また各自治体によって異なる場合がありますので必ず事前にお問い合わせください。

10. 住宅確保給付金の問い合わせ先はお住まいの市区町村役所になります。

東京都の問い合わせ先一覧は[こちら](#)

窓口での相談・申請になりますので、感染への注意を忘れずに。

事前にお住まいの地域の役所に電話でご相談ください。

作成協力：行政書士 伊藤知子氏